第9回「小平市行財政再構築推進委員会」議事要録

出席者

【委員】吉田委員長、峯岸副委員長、大杉委員、川口委員

【市側】企画政策部長、行政経営課長、行政経営課長補佐2名、行政経営課施設マネジメント担当係長、 行政経営課統計担当係長、政策課長、政策課長補佐、財政課長、財政課長補佐、産業振興課長、 収納課長、収納課長補佐、文化スポーツ課長、文化スポーツ課長補佐

1 開会

本日の進行について説明・確認

2 小平市第3次改革推進プログラムの策定について

(大杉委員)

19ページの概念図の「市民によるサービスの記載」がわかりにくい。

16 ページの「市民は自分たちで解決できない課題のみを行政に委ね、また市民が自分たちで解決できる問題に行政は関与してはならないという」という記載の「関与してはならない」は厳しい言い方ではないか。

(事務局)

19ページの概念図は、公共サービスの関係を示した概念図で、19年度以来変えるものではないと考えております。

前回、市民の定義が分かりづらいということで、市民というのは個人の市民だけでなく、民間事業者、自治会、そういったものを含むというような形でわかりやすく記載しました。

(委員長)

概念図は、個々の市民だけではなく団体市民、企業市民という三つの市民が存在し、その三つのタイプの市民がその公共サービスを担っていく、提供していくことを考えていくということが望ましいというものを表している。

だから言い換えると、行政によるサービスだけだとどうしても画一的になり、また行政活動を拡大して市民負担が過重になってくると、市民も担い手になって、サービスの質を確保しながら、できるだけコストを抑えていく、それによって公共サービス全体が市民生活を支えていくものを実現するという意図が含まれているから、この概念図自体は変える必要はないと感じます。

さらに、もっと私から言えば、小平市の職員の皆さんは、この概念図を深く読み込んで、市民側の 行政サービスとか、市民の立場に立ったまちづくりを徹底して頂きたい。

前回は、要するに進化させるんだから概念図を変えろという意見が多かったのですが、私は進化というのは中身の話だと思います。

例えば前回、協働の話で「介護予防見守りボランティア」を新たに加えという報告がありましたが、 それは相変わらず個々の市民を対象にして協働をするということを言っているわけで、私から見ると 何ら進化していないです。

平成19年度から地域協働という形で、市民と協働をやってきたということであれば、それを進化というからには、前回言いましたようにやはり企業市民、民間企業をもっと活用する、例えば、スーパーやコンビニや市内の商店、あるいは団体市民という面で言えば学校法人や大学と協働する事業が出てきていいはずですが、それが見られない。

それは協働だけではなく今回の財政の話も、次回の執行体制の話も同じです。

これを見ると、平成19年度からやってきたような取り組みしか出てこないので、そこをもっと踏み込んで具体的に何をやるのか考えて欲しい。

例えばここで PPP とか PFI というキーワードが出てくるので、そのキーワードを生かしたプログラムが出てくるべきではないでしょうか。

(川口委員)

細かい点なので参考として聞いていただければいいのですが、6ページから7ページのB評価の進捗 状況の課題というのを、箇条書きにして下さったのは非常にわかりやすくなりましたが、表形式にす るともっといいと思います。

また、B評価の進捗状況について、事実を淡々と記載をするのはいいのですが、例えば受益者負担の適正化で「検討委員会報告書の提言内容の実施に至らなかったため、引き続き課題の整理を行う必要がある」というのは、むしろなぜ実施に至らなかったのかを記載しないとわからないと思います。

あと、11 ページから 12 ページにかけての図において、財政調整基金や公共施設の基金の目標値を書いて頂くとよいと思います。

(峯岸委員)

財政見通しの公表というのはどういうレベルで公表されるのか。

指標のところで気になるのは、今の状況から、実際に計画的な財政運営の中での成果指標の経常収支比率 90%未満とか、かなり厳しい数字ではないかと思います。

できるだけ計画的にこの再構築プランを進めていくためにやはり数値目標というのはある程度、細かく示すべきではないかと思いますし、整合性というのを当然検討されての数字だと思いますので、 その辺の状況を率直なところでお聞かせ頂きたい。

(財政課長)

財政見通しの件ですけど、これまで行ってきたものは市長任期に合わせた 4 年間で作っているわけで、その 4 年間の中でどういった財政運営ができるか、というようなところを毎回想定して作っ

ているものです。

歳出では、費目ごとではなく、性質別にトータルとしての財政規模の推計を行い公表をしている ものではありますが、やはり毎年のように税制改正とかいろいろな要件が変わってきますので、1年 先の見込みもなかなか当たらないというのが現状でございます。

従いまして、長期的な財政見通しを立ててもあまり意味がないというところで、当面はこれまで どおり市長任期の 4 年間で、財政の推計といいますか見立てをしていくというようなところを考え ています。

その中で、財政指標をどういう風に示していくか、あるいはどういう風に設定していくかということですが、今回この改革推進プログラムの項目の中に示している指標としては経常収支と、基金残高というのがあり、これも財政推計がその通りになったとしても、なかなか達成できるかどうか難しい目標になっていることから、カッコ書きとして望ましい水準ということで記載しておりまして、市としてはそのレベルを達するように努めていくということです。

また、場合によっては、毎年の見込みの中で達成が難しくなる場合は、4年間最後に向けて達成可能なのかというところを毎年チェックしていくような形も考えています。

(峯岸委員)

市長の任期は存じ上げませんけど、一応、今回は平成 29 年度から 32 年度までですから、この 4 年間の目標の中で、少なくとも成果指標として経常収支比率以下を掲げる以上、当然それを目指して、財政運営はしていかなければいけないと思います。

目標は掲げるけど結果はわかりませんというような計画の公表はないと思います。

あくまでも結果はそうならないかもしれないけど、それを目指して努力をしていくというための 公表される数字だと思います。

(委員長)

No.17 中期的な財政見通しの策定の内容について私は疑問があります。

かなり厳しい財政状況であり、今後も確保していかなければいけないのであれば、財政見通しの 公表とか、公共施設の将来的な財政見通しの作成のレベルでいいのかという点です。

むしろ3年程度、あるいは2年でもいいのですが、複数年度の財政計画をきちんと作られて、お話しのように歳入の見込みのずれというのが出てくると思うので、例えばここでなくていいのかもしれませんが、審議の場に問題提起して、変えざるを得ないということが認められれば、それはそれで変更していくということで市民の皆さんも妥当性がある形で理解されると思います。

いずれにしても中期的、複数年度の財政計画を作って、それに加えて、職員数の上限とか起債の 上限額というものを定めるべきではないかと思います。

あと、経常収支比率 90%未満となっていますが、なぜ 80% 台と表記しないのかという感じがします。

小平市は基礎的財政収支、プライマリーバランスは黒字になっていますか。

(財政課長)

黒字です。

(委員長)

過去はずっと黒字で推移してきていますか。

(財政課長)

ほぼ黒字です。

(委員長)

では、もう少し財政課として攻めの方策を出してもいい感じがしますね。 他にいかがでしょうか。

(川口委員)

この資料の改革推進プログラムのNo.23 の介護保険料の収納率向上対策の実施の項目だけ、取組概要が非常にしっかり書かれておりますが、前にシンプルにした方がいいと申し上げた立場なので責任はあるのかもしれないですけれど、他の改革推進プログラムとの差は何かありますか。

(委員長)

事務局いかがですか。

(事務局)

今後の取り組み内容として、あまり詳しく書くようなイメージではありません。

取組概要として、実施目的を目指すというようなことがわかるような形で作ることが第一であり、 そのようなところが見えないところがあればもう少し書き込む必要があるという風には考えております。

(川口委員)

個別の話になりますが、No.18 地方公会計制度の推進、No.24 受益者負担の適正化については、成果指標が空欄になっていますが、この 2 つはリンクができるのではないかと思います。

例えば公会計の決算財務諸表を新しく作って、受益者負担割合を算定した結果を成果指標に持って くるとか、そういう連携もできると思いますので、是非考えて頂きたいと思います。

あと、受益者負担の適正化が進めることができなかった理由を、先ほどの説明でよくわからなかったので、もう少し詳しく教えて頂きたいというのが正直な感想です。

最後にNo.27 外郭団体の経営改善の要請で、本当に文化振興財団がここで存在する必要があるのかとか、そもそも民間に委託する必要はないのかとか、抜本的な選択肢を一つ考えた上でやって頂くともっと進むのではないかと思います。

取組概要を見ると、文化振興財団の運営費用を一部補助するというようなものは既成事実になって

しまっていますので、これではなかなか進まないというのが正直な感想です。

(委員長)

事務局、今のいくつかのご意見、いかがですか。

(財政課長)

受益者負担についてですが、集会室の関係になり、その中でも免除の取り扱いについてどうするべきかを主なターゲットとして取り組んできたところでございます。

その免除については、第三者委員会からの提言がありまして、公共性の高い活動をしている団体と趣味・娯楽の団体とでは、免除割合を分けて徴収したらどうかという一つの提言を入れたところでございます。

その場合に、どこまでが公共性の高い団体なのか、あるいはそのチェック方法をどうするとか、その際の料金徴収の方法をどうするか、など細かい点を詰めていきますと、なかなか現実的に、各現場でお金を徴収していくことが難しく、特に地域センターの場合、正規職員でなくて嘱託職員がいる中でそれをやるというようなことになりますので、現場での判断がなかなか難しいものがあり、そのあたりを解決していくかというようなところを、どうしてもこの期間内に詰め切れなかったということが実情ではございます。

(川口委員)

今の話だと集会室はランク分けして、料金の徴収をするというところまでは決まったけれど、その 後のオペレーションをどうするかが詰め切れていないという話ですか。

(財政課長)

市として正式に意思決定はしてはおりませんが、提言を尊重していくというところはあります。

(委員長)

今の区分の仕方ですとどの団体も自分たちは公共性が高いというのではないですか。

だからそもそもそこがカギの掛け違いをしていると思います。

まず、これだけのお金がかかっているとかそういうやっぱり事実を示していかないと、ただ単に理 屈だけで基準を設ければなんとかなる、ということにはならないと思います。

私もいくつか経験していますけど、大体そういうその既得権益、これをどう整理するかをよく考えてその使用料手数料の見直しの仕方をしていかないと、そう簡単にはいかないと思います。

(大杉委員)

毎年の進捗率があるとわかりやすい。

また、評価についても前期で 5%しかできなくても、後期で 95%できれば、前期の目標をクリアしていれば A 評価でいいと思うので、そのようにチェックする形が見えていない。

あと、集会室の話ですが、私なんかはやはり保護者の時から使っておりますが、ランク付けは難し

いと思います。

No.23 介護保険料の収納率のところですが、前年度の実績を上回る訪問催告約 400 件、電話催告 520 件を実施しても人件費がかさむだけで、本当にどのぐらい進むのかという感がありますので、これに対してもっとペナルティとかはないのかなと思います。

(委員長)

今のご意見に対して、いかがですか。

(企画政策部長)

基本的に介護保険料を払わなければ介護保険の制度は受けられないので、そのような意味ではサービスを受けられないというペナルティがあります。

(峯岸委員)

No.27 外郭団体の経営改善の要請の中の、文化振興財団についてですけど、運営費用の一部を補助するというのは新たに補助していくということでしょうか。

ここで外郭団体の経営改善の要請の中で取り組むべきは、財政全体の中で考えていくと、やはり出している補助金をどう計画的に少しでも減らしていくかという、そういう方向に向けた取り組みが、経営改善の要請ではないかと思いますのでその辺のお考えをお聞かせいただきたい。

(委員長)

いかがでしょうか。

(文化スポーツ課長)

文化振興財団への補助金についてですが、今回初めて補助するというものではなくて従来よりあったものでして、この中身として文化振興財団法人への人件費の補助ということで事務局長はじめ総務課の職員の人件費の、3人分の5%相当分になり、指定管理の事業への補助ではございません。

(峯岸委員)

取組概要としては別に新しいことではないのでしょうか。

(文化スポーツ課長)

新たに設けたものではございません。それを通して事業の推進に努めると記載したものです。

(委員長)

私は、以前、文化振興財団は赤字でいいと言ったことが記憶に残っている。

そもそも赤字でいいという風な感覚がどこから出てくるのか、またその補助金をもらって運営すればいいということも、どこにも法律的に書かれていないわけですから、そういうビジネスモデルを基本的に見直さなきゃいけないのが今の段階ではないでしょうか。

先ほど川口委員からも民間委託の意見もありましたし、本来は民間の事業者と行政がサービスの質とコストで競い合って、その結果として民間事業者がやるというようなことが指定管理者制度の本来的な創設時の趣旨だったと思いますが、ところが最近はまったくそれが忘れられてしまっている。

それからもう一つは最近の非営利の領域においてはいろいろ新しい財源調達の方法、ツールが出てきているわけで、社会的インパクト投資もその一つですし、小さいものであれば、クラウドファンディングでもいいです。

とにかく、いろいろ外郭団体として自ら資金調達をする、そのためのツールとか仕組みの形を考えて頂かないと、前例踏襲従来通りでいいということにはならないと思いますので、是非ご検討して頂きたいと思います。

(峯岸委員)

新たに触れられていた PPP、PFI があったと思いますが、方針 4 の財政基盤の強化で新しい取り組みとしてできないでしょうか。

(事務局)

方針5の執行体制の再構築の中で考えております。

(委員長)

No.18 地方公会計制度の推進ですが、これは私も是非積極的に進めてほしいので、ただ単にその資料 作成や活用というレベルにとどめないようにして頂きたい。

No.21 市内産業の育成ですが、2 つの計画がどう作られるかにもよりますが、少なくても、これから その産業振興を考えるということであれば、特に小平市のように首都圏、都心から 30 キロ圏に位置す る意味で優位性を持った都市ですから、AI とか活用して第4次産業革命を推進して頂きたい。

No.26 スクラップアンドビルドの徹底ですが、先ほどのマクロな財政計画ではありませんが、予算編成時に強力に事務事業の優先度の低いものをスクラップしてやる必要を感じます。